

災害 ADR

Alternative Dispute Resolution (裁判外紛争解決手続)

～豪雨災害で発生したさまざまなトラブルの早期・円満な解決をめざします～

平成30年7月の豪雨によって、建物や土砂が流出したり、仕事に支障が出たりしたため、復旧・修繕、賃貸借、解雇や休業などでご近所や契約先・仕事先などとの間でトラブルが起こっていませんか？

弁護士会の調停（災害ADR）は、民事上のもめごとについて、中立の弁護士があっせん人として当事者双方のご意見をよく聞いて、話し合いでもめごとの円満な解決をめざすものです。

災害ADRは裁判よりもスピードが速く、柔軟性のある解決ができます。東日本大震災や熊本地震の際にも、数多く利用されました。

どんなときに使えるの？

平成30年7月豪雨災害を原因として発生したあらゆる種類のトラブルの解決にお使いになれます。

費用はどのくらいかかるの？

申立手数料、相手方手数料、あっせん弁護士の旅費出張日当の費用負担は不要です。解決した場合には成立手数料が発生します。詳しくは裏面をご覧ください。

時間はどのくらいかかるの？

申立→審理開始→審理期日→双方が納得できる解決
2ヶ月程度の早期解決をめざします。

広島弁護士会仲裁センター

住所 広島市中区基町6番27号そごう新館6階

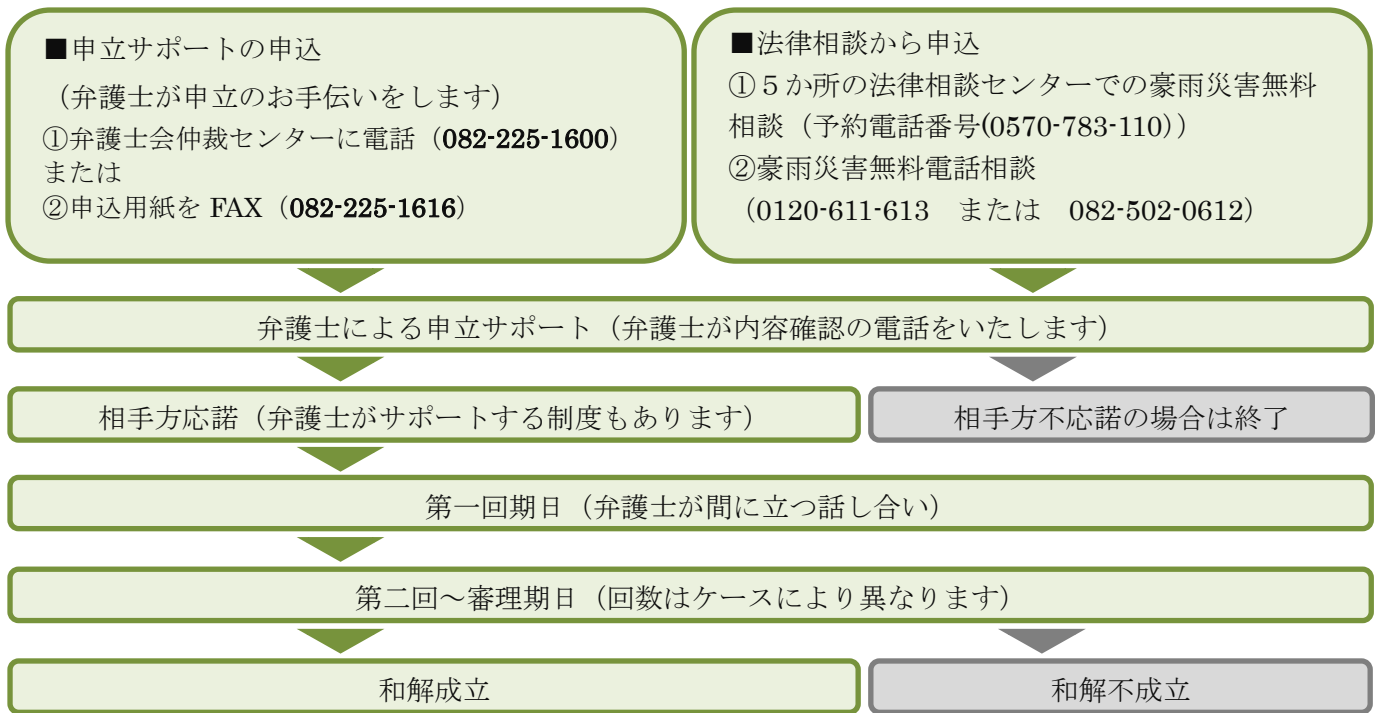
電話 082-225-1600

FAX 082-225-1616

広島市のほか、福山市、呉市、東広島市、尾道市、三原市、三次市など災害の現場に近い場所でも話し合いの手続を開くことが可能です。遠慮なくご相談ください。

災害ADRの流れ

(30.8.15 改訂)



災害ADRの費用

- 申立手数料…無料 (一般のADRでは1万円+消費税)
- 相手方手数料…無料
- 成立手数料…原則として、下表のとおり解決額に応じて算出された金額を申立人と相手方で折半して負担していただきます (一般のADRの半額)。和解が成立しないときは発生しません。

解決金	割合
100万円までの場合	4%+消費税 (最低額2万5000円+消費税)
100万円を超え300万円の場合	2.5%+1万5000円+消費税
300万円を超え3000万円の場合	0.5%+7万5000円+消費税
3000万円を超える場合	0.25%+15万円+消費税

※申込を希望する場合は下記申込用紙へ記入し、切り取らずにFAX送信あるいは郵送してください。

広島弁護士会 仲裁センター 御中 (FAX: 082-225-1616)

(30.8.15 改訂)

★災害ADR申込用紙 (申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

申込 人	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな		
	住所	〒		
	連絡先	電話番号	携帯	
相手 方	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな		
	住所	〒		
	連絡先	電話番号	携帯	
紛争 類型	<input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 近隣問題 <input type="checkbox"/> 建物やマンションの修繕 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他			

【相談日】 年 月 日 【相談場所】 _____ 【相談担当弁護士名】 _____

〈仲裁センター記入欄〉

受付番号	受付日時	年	月	日	時	分	受付担当者
------	------	---	---	---	---	---	-------